

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直しに係る 事前評価書

1. 政策の名称

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し

2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 黒田 紀幸

電話番号：03-3501-2800 e-mail：qqfcbh@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成28年7月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

通常兵器の過度な移転や蓄積による地域の不安定化を防止する観点から、通常兵器の開発等に関連する貨物については、国際輸出管理レジーム（ワッセナー・アレンジメント）において各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。一方で、個別に指定がされていない品目についても、通常兵器の開発等に用いられる一定の危険性はあることから、国際輸出管理レジームにおいて、輸出される貨物が実際に通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、補完的に輸出管理を行うことが合意されている。この補完的輸出規制においては、国連安保理決議によってその地域に対する武器の輸出が禁止された国（いわゆる国連武器禁輸国）を主とすることで合意されている。

我が国においても、個別に指定されていない品目の輸出について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、外為法に基づく許可制を実施しており、この際、国連武器禁輸国については、その他の地域に比べ規制の発動要件を厳格なものとしている。

(2) 規制見直しの内容

2016年4月、コートジボワールに対する武器禁輸等を内容とする制裁措置を解除する国連安保理決議第2283号が採択され、コートジボワールは国連武器禁輸国ではなくなったことを踏まえ、厳格な輸出規制の対象国からコートジボワールを削除するため、所要の国内法令（輸出貿易管理令）の改正を行う。具体的には、以下のような法令改正を行う。

○輸出貿易管理令別表第3の2からコートジボワールを削除する。

なお、コートジボワールを輸出貿易管理令別表第3の2から削除しなかった場合には、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上の厳しい規制を行うこととなり、同国向

けに輸出を行う者に対し過剰な負担を強いることとなる。

(3) 規制見直しの必要性

今次改正は、国連安保理決議を踏まえて行うものである。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

厳格な輸出規制の対象国は、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げられている。

○輸出貿易管理令 別表第3の2

(5) 影響を受け得る関係者

以下の3者が、本改正によって影響を受けると想定される。

○コートジボワールを仕向地として輸出をしようとする者(民間企業、研究機関等。

以下「企業等」という。)

○国民(消費者)・社会

○国の行政機関(輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等)

5. 想定される代替案

今回の措置は、国連安保理決議に伴う一部の輸出規制の緩和を行うものであり、従来の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

6. 規制見直しの費用・便益

本改正案の実施により、関係者に如何なる影響(費用、便益)が及ぶかについての具体的な比較は以下のとおり。なお、費用や便益に経年的な変化が殆ど想定されないため、分析期間は単年度とする。

改正案の実施による関係者への影響

	費用	便益
企業等(※1)	【遵守費用】 ○特になし	○事前に許可を得るための作業コストの軽減 ○外貨獲得の機会の増大、企業の販売戦略への影響
国民(消費者)・社会(※2)	【その他の社会的費用】 ○特になし (※コートジボワールは、2016年4月に国連武器禁輸国の対象外となっており、国際協調的な輸出管理を行う理由が消滅している)	○特になし (※間接的な影響として、上記の企業等への便益が国内向け製品の価格低下に還元され、費用負担が低下する可能性あり)
行政機関(輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等)(※1・2)	【行政費用】 ○輸出規制国の変更について企業等への周知業務が発生	○当該国向け輸出に係る審査・検査等事務業務の軽減

※1. 企業等に及ぶ費用・便益については、国内のどれだけの企業に事前に許可を得るための作業の追加又は軽減が発生

生するかの把握が困難であるという点や、販売戦略の決定に関するコストの増減は企業毎の個別判断に依存するという点等から、定量的な分析が困難。同様に、行政機関の実務に及ぶ費用・便益についても左記の点に依存するため、定量的な分析が困難。

※2. 国民・社会や行政機関に及ぶ安全保障の実現・享受等に係る便益については、その性質上定量的な分析が困難。

7. 政策評価の結果

以上の規制見直しにかかる費用・便益の分析が示すとおり、コートジボワールは、2016年4月に国連武器禁輸国の対象外となっており、国際協調的な輸出管理を行う理由が消滅している。また、企業、行政機関等に係るコストは少ない。

コートジボワールの削除の改正案を導入した場合、輸出業者にとって事務コストの削減や輸出機会の増大等という便益があり、更に行政機関（輸出規制の審査業務等を行う部署）にとっても審査業務等が不要となるという便益がある。以上により、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

通常兵器に係る補完的な輸出規制の枠組みについては、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループにおいて、欧米での制度導入状況を注視しながら慎重に制度のあり方を検討したものであり、国連武器禁輸国に対して厳格な輸出管理を行うことは賛成されているところ。

また、制度改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、業界説明会などを予定している。

9. レビューを行う時期又は条件

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国についての定期的な見直しは予定していないが、我が国及び国際的な安全保障環境の変化等を踏まえ、施行後5年以内を目処として、必要に応じてレビューを行っていく予定である。